4　前項の場合においては、前項により通知しなければならない事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。
一　一連の調達契約にあっては、前条第１項第六号に掲げる事項
二　契約の手続において使用する言語
（公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者の取扱い）
第８条　財務担当取締役は、契約責任者が特定調達契約につき一般競争に付そうとする場合において公告し、又は指名競争に付そうとする場合において前条第１項の規定により公示した後、当該公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者から契約細則第７条第２項の規定による申請があったときは、速やかに、その者が契約細則第７条第１項に規定する資格を有するかどうかについて審査を開始しなければならない。
2　契約責任者は、特定調達契約に係る指名競争の場合においては、前項の規定による審査の結果、契約細則第７条第１項に規定する資格を有すると認められた者のうちから、指名されるために必要な要件を満たしていると認められる者を指名するとともに、その指名する者に対し、前条第３項及び第４項各号に掲げる事項を通知しなければならない。
3　契約責任者は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に係る資格審査の申請を行った者から入札書が第１項の規定による審査の終了前に提出された場合においては、その者が開札の時において、一般競争の場合にあっては第６条第１項第二号に規定する競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを、指名競争の場合にあっては前項の規定により指名されていることを条件として、当該入札書を受理するものとする。
4　契約責任者は、第１項の資格審査の申請があった場合において、開札の日時までに同項の規定による審査を終了することができないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請を行った者に通知しなければならない。
（郵便等による入札）
第９条　契約責任者は、特定調達契約につき、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便による入札を禁止してはならない。
（技術仕様）
第９条の２　契約責任者が、環境に関するラベルのために定める環境を害しない技術仕様又は欧州連合若しくは日本国において効力を有する関係法令に定める環境を害しない技術仕様を適用する場合には、これらの技術仕様に関し、次のことを確保しなければならない。
一　契約の対象である物品等又はサービスの特性を定めるために適当なものであること。
二　客観的に検証可能かつ無差別な基準に基づくものであること。
2　契約責任者は、調達の実施に関する環境上の条件を定めることができる。ただし、当該環境上の条件が、国際約束に定める規則と両立しており、かつ、入札公告において又は入札公告若しくは入札説明書として使用される他の公示において示されている場合に限る。
（入札説明書の交付）
第10条　契約責任者は、特定調達契約につき、一般競争又は指名競争に付そうとするときは、これらの競争に参加しようとする者に対し、その者の申請により、次に掲げる事項を記載した入札説明書を交付するものとする。
一　第６条又は第７条第２項の規定により公告又は公示するものとされている事項（ただし、第６条第１項第八号に掲げる事項を除く。）
二　調達する物品等又は特定役務の仕様その他の明細
三　開札に立ち会う者に関する事項
四　契約責任者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地
五　契約の手続において使用する言語
六　契約の手続において電子的手段を用いる場合には、当該電子的手段に関する事項
七　その他必要な事項
（落札）
第10条の２　契約責任者は、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該価格が補助金の交付を考慮に入れたものであるかどうかについて当該入札書を提出した供給者に確認を求めることができる。
（随意契約によることができる場合）
第11条　特定調達契約については、次の各号のいずれかに該当するときに限り、随意契約によることができる。
一　他の物品等をもって代替させることができない芸術品又は特許権等の排他的権利に係る物品等若しくは特定役務を調達する場合において、当該調達の相手方が特定されているとき。
二　既に調達した物品等（以下この号において「既調達物品等」という。）の交換部品その他既調達物品等に連接して使用する物品等を調達する場合であって、既調達物品等の調達の相手方以外の者から調達したならば既調達物品等の使用に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。
三　会社の委託に基づく試験研究の結果製造された試作品等を調達する場合。
四　既に契約を締結した建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）について、その施工上予見し難い事由が生じたことにより既契約工事を完成するために施工しなければならなくなった追加の建設工事（以下この号において「追加工事」という。）で、当該追加工事の契約に係る契約制限価格に相当する金額（この号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約を締結した既契約工事に係る追加工事がある場合には、当該追加工事の契約金額（当該追加工事が二以上ある場合には、それぞれの契約金額を合算した金額）を加えた額とする。）が既契約工事の契約金額の100分の50以下であるものを調達する場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達したならば既契約工事の完成を確保する上で著しい支障が生じるおそれがあるとき。
五　計画的に実施される施設の整備のために契約された建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）に連接して当該施設の整備のために施工される同種の建設工事（以下この号において「同種工事」という。）を調達する場合、又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に連接して新たな同種工事を調達する場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達することが既契約工事の調達の相手方から調達する場合に比して著しく不利と認められるとき。ただし、既契約工事の調達契約が第４条から前条までの規定により締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札に係る第６条の公告又は第７条の公示においてこの号の規定により同種工事を調達する場合があることが明らかにされている場合に限る。
六　緊急の必要により競争に付することができない場合。
七　事業協同組合、事業共同小組合若しくは共同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物品等を買い入れるとき。
八　国の特例政令第13条第１項の規定により、各省各庁の長が財務大臣に協議し、随意契約の方法によることができることとされた特定調達契約と同様の契約と認められるとき。
九　契約細則第27条の２及び第28条の２に該当するとき
（落札者の決定に関する通知等）
第12条　契約責任者は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、その日の翌日から起算して７日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に書面により通知するものとする。この場合において、落札者とされなかった入札者から請求があるときは、当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に通知するものとする。
2　契約責任者は、特定調達契約につき、一般競争又は指名競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、その日の翌日から起算して72日以内に、次に掲げる事項を官報により公示しなければならない。
一　落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
二　契約責任者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地
三　落札者又は随意契約の相手方を決定した日
四　落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所